

令和6（2024）年度第2回（第3期第2回）
川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 会議録

会議名		令和6（2024）年度 第2回（第3期第2回） 川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
開催日時		令和6（2024）年12月23日（月）午後2時00分から午後4時20分まで
開催場所		本庁舎304会議室
出席した者の氏名	委員	(1) 石渡 和実 委員 (2) 伊藤 雅子 委員 (3) 稲垣 寛子 委員 (4) 榎 透 委員 (5) 木澤 静雄 委員 (6) 久々津 裕敏 委員 (7) 最所 義一 委員 (8) 阪本 智子 委員 (9) 土田 久美子 委員 (10) 星川 孝宜 委員 (11) 堀井 めぐみ 委員
	事務局	市民文化局 人権・男女共同参画室 (1) 長沼室長 (2) 松本担当課長 (3) 押田担当課長 (4) 柏崎課長補佐 (5) 打越職員 【関係課】 (1) 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 菅原課長 (2) 健康福祉局 企画課 神田課長 (3) 教育委員会 教育政策室 米倉担当課長
欠席した者の氏名		(1) 市民文化局 人権・男女共同参画室 羽田野担当課長 (2) 市民文化局 人権・男女共同参画室 佐藤係長 (3) こども未来局 青少年支援室 佐藤担当課長
議事及び公開・非公開の別		議題（全て公開） 1 開会 2 審議事項 3 報告事項 4 その他 5 閉会
傍聴人数		—
報道		—

第3期第2回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会議事録

○柏崎課長補佐 それでは、始めたいと思います。本日も要約筆記の方がいらっしゃるので、1時間ごとに5分の休憩を入れさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまより第3期第2回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。初めに、会議成立の報告等をさせていただきます。

本日は、委員11人中全員が出席しておりますので、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例施行規則」第4条第2項に規定する定足数を充たしており、協議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。なお、木澤委員につきましては、Zoomでの御参加となっております。

また、本協議会は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」の対象とする会議であり、公開が原則となっております。なお、会議録につきましては、発言者の名前を記載して作成することになりますので、よろしくお願いいたします。そのため、御発言される際には、お名前をおっしゃってからお願いいたします。

ここで、第1回に御出席していられなかった稲垣委員に御挨拶をお願いしたいと思います。

○稲垣委員 皆様、こんにちは。川崎市教職員組合で執行副委員長をしております稲垣と申します。

第1回の会議には欠席してしまい申し訳ございませんでした。所属は、中央支援学校です。どうぞよろしくお願いいたします。

○柏崎課長補佐 ありがとうございます。

それでは、ここから進行を石渡会長にお願いいたします。

○石渡会長 皆さん、年末のお忙しい中、お集まりくださりありがとうございます。会長をやらせていただいている石渡です。

私もちょっと風邪をひいてしまいまして、途中でせき込んだりしたら、榎先生がバトンタッチしていただけることになっていますので、よろしくお願いいたします。

では、次第に沿って進めさせていただきます。

2の審議事項で、まず、答申に向けた検討についてということで準備いただいておりますので、事務局から資料1～3まで御説明をお願いいたします。

○柏崎課長補佐 それでは、資料1について説明させていただきます。

こちらは、前回は資料として御覧いただいた内容となります。

前回説明させていただいた内容が大変多岐にわたったため、再度、内容を確認するというところで、もう一回説明をさせていただきます。

もともと人権の施策推進基本計画・第1期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」がございまして、その策定したときの経過についてになります。

この協議会の第1期の協議会がございまして、その協議会に人権の計画の改定の方針について諮問して、そして御協議いただき、答申をいただいたという形になります。

答申の内容ですけれども、それまであった計画を改定するという事で全体についての答申だったので、この資料の真ん中左にあるピラミッドの形、第1階層、基本理念と基本目標、概ね10年間の対象期間、そしてその下、第2階層、人権に関する基本的施策と第3階層、事業・取組、概ね4年の計画期間、この全体に対して答申をいただいたところでござ

います。

そして、右に参りますけれども、この答申に基づいて策定した計画なんです、令和4年度から令和7年度末、令和8年の3月31日までが第1期の実施計画となっております、次の令和8年4月1日からの4年間、第2期実施計画の策定の方向性について、この協議会に諮問をされているという状況になります。

この実施計画は、もう一回、左のピラミッド型のほうに参りますけれども、第2階層の基本的施策と第3階層の事業・取組で成り立っているところになります。その部分についての方角性ということになります。

ここでもう一回、上に戻りますけれども、四角囲みの上を見ていただくと、項目1、2、3とございます。

項目1が基本理念の方角性、ピラミッドの一番上の第1階層、項目2が基本目標の方角性、ピラミッドの第1階層、項目3が人権に関する基本的施策の方角性ということで、第2階層と第3階層についてのものになるということで、この項目1から3が第1期の協議会で出された答申の中身になります。

そして、この協議会に諮問している実施計画につきましては、項目3の部分になるんですけれども、この項目3、基本的施策の中身を見ますと、下の四角囲みの1と2になります。

1が、分野横断的な検討が必要であると下線と太字で書いてあります。

2が、「インターネットによる人権侵害に係る取組」について、新たな分野として独立させるべきであるとあります。

これら協議会からの答申を踏まえ、1枚、A3の紙をおめくりいただいて、2枚目の右側、こちらは第1期実施計画の概要版の部分になりますけれども、右側に第3章、第1期実施計画とあります。この中に「分野横断施策」というのが設けてあり、こちらが協議会からの答申を受けての計画を策定したところとなります。

また、その裏面を御覧いただきたいんですけれども、分野別施策として13ございます。この12番目に「インターネットによる人権侵害に係る取組の推進」ということで、一つ独立した項目を設けていますというところが、協議会からの答申を踏まえて策定した第1期の実施計画になります。こちらは、前回説明させていただいた内容のもう一回の御説明となります。

続きまして、資料2を御覧ください。

資料2につきましては、前回の協議会が終わった後に、委員の皆様から意見書ということで御意見、御質問等をいただいた部分になります。それに対して、質問の部分につきましては、それぞれの関係部署から回答等を載せてございます。

後ほど、御意見、御質問等いただいた委員から御説明や、また回答した所管のほうから回答についての説明等をしていただければと思っております。こちらが資料2でございます。

続きまして、資料3の説明をさせていただきます。

お手元の分厚いファイルの一つ目の資料が、第1期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の冊子版の本体になります。こちらの冊子の11ページをお開きください。

こちらを見ますと、この計画の位置づけということで書いてある文章の中に、上から4行目ですけれども、この計画は本市の総合計画をはじめ、分野別の他の人権課題に応じた計画などとの整合を図りつつ、体系的にまとめというような説明がございます。

また1枚おめくりいただいて、12ページの一番下ですけれども、米印、次期以降の実施計画、第2期実施計画ですけれども、計画期間とかは未定ですが、市の総合計画と整合を取りながら定めていきますとあります。

この総合計画というのが何かと申しますと、川崎市には市全体の事業の計画をつくっておりまして、それを総合計画と呼んでおります。この人権の計画につきましても、総合計画との整合を図って策定してまいりますというふうに書いているところでございます。

そして今、お手元の資料3なんですけれども、この総合計画の改定に向けた基本的な考え方ということで、川崎市の総合計画を今後改定しますよと、基本的な考え方はこんなですよというのが示されたものとなります。

川崎市の総合計画はどんな感じかというと、1枚めくりいただきまして、右側の左にやはりピラミッドができていまして、上が基本構想、30年程度を展望、その次が基本計画、10年程度の長期計画で、実施計画、4年・2年の中期計画などとなっております。

その裏面を御覧いただくと、3ページですけれども、この総合計画の時間の流れが書いてありますが、第1期、第2期、第3期とあって、第3期が令和7年度までとなっております。

令和7年度は、令和8年の3月31日までなんですが、人権の計画の第1期の実施計画の計画期間の末尾がやはりこの第3期の計画の末尾と同じになっているというところでございます。

2枚おめくりいただいて、7ページを御覧ください。

改定に向けた方向性というのがございます。

改定に向けた方向性、③実施計画とありまして、下のところの「なお」のところですが、こちらに3行目なんですけど、「原則として年度ごとに詳細に定め、進行管理を行ってききましたが、社会経済環境の変化が加速度的に進む今日においては、機動性や柔軟性の面に課題等が顕在化してきて」おります。

また、右側に行きまして、2段落目、「これらの課題を踏まえ、環境変化に機動的かつ柔軟に対応していくとともに、より市民に分かりやすい計画とするため、実施計画の構成を抜本的に見直します」とございます。

このように、川崎市全体の総合計画の改定の方向性を将来見据える中で、この人権計画の改定の第2期実施計画の策定の方向性について答申をいただくのですけれども、この協議会でいただいた答申を踏まえて、またこの川崎市の総合計画の改定の方向性を踏まえつつ整合を図って、第2期の実施計画を策定していくことになるということの説明となります。

資料1から資料3の説明は以上となります。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

前回の復習的なところも含めて御説明いただきました。この人権の基本計画と、それから川崎市の総合計画が非常に関係性が深いというところで、その関係なども御説明いただきましたが、今の御説明に関して何か御質問等おありの委員の方、いらっしゃいますか。急いでの御説明でしたので、分かりにくいところもおありかなと思いますが。

それでは、次に資料の2、皆さんから前回の会議の後にいろいろな御意見を出していただきました。この御意見について、提出していただいた委員に説明をしていただいて、それに対する回答を事務局からということで用意をしていただいています。まず最初に、榎副会長から御意見をいただいていますので御説明をお願いして、それに対して事務局からということでお願いをいたします。

○榎副会長 今回というか、基本計画の第2階層については、分野横断施策と、それから分野別の施策というものがございます。それについて確認しましたら、基本的には必要な人権課題は網羅されていると理解した上で、それで改定するとすれば、どういう点を気をつけなければいけないかを考えました。

前回、人権関連法等の動向についてという資料を頂きましたので、そこに記載されている中

で、現在の社会情勢というものを踏まえて、少し分野別施策の中の項目、そこで盛り込んだほうがいいのではないかと思われるものについて三つほど取り上げております。

2番、4番、10番という点について、困難な問題を抱える女性の支援、それから合理的配慮に関する記述、障害者の人権尊重とともに生きる取組の推進の中に合理的配慮に関する記述、それから性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推移、こういう項目等をそれぞれの分野別施策の中に入れてはどうか、こういう視点が重要ではないかというふうに考えて記載をしました。

これについては星川委員から御質問いただいて、それには事務局から御回答がありました。これは私が視点を盛り込んだほうがいいのかという項目について、きちんとした説明をいただいたことですので、こちらも含び御参考にしていただければと思います。

○柏崎課長補佐 ありがとうございます。

榎副会長からの御意見なんですけれども、この御意見の内容について、星川委員からの御質問や阪本委員からの御質問等がございますので、それらを踏まえた上で、またこちらからお話しさせていただきたいと思います。まず、お二人の御質問とかの御紹介をしていただければと思います。

○石渡会長 それでは、星川委員からは榎副会長の意見についてということで御意見をいただいていますので、星川委員にお願いしてよろしいでしょうか。

○星川委員 私は前回、「御意見、質問がありましたら、お問い合わせください」と事務局に言われて、委員は全員出さなきゃいけないものと認識してしまったため、榎副会長が出された御意見の中で、よくわからない文言がありましたので、お尋ねした次第です。その結果、用語の解説については担当部局から回答があり、いずれも法律に基づいた定義や規定があるとのこと、榎副会長には大変申し訳ありませんでしたが、この回答を読んで、そういう意味なのだと理解することができました。

Q1とQ2は、まさに榎副会長が言われていることはどういうことなのかなと確認する意味で質問をさせていただきました。

Q3は、分野別施策の「10性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進」の中に、「偏見や差別を解消するための啓発の推進」と「当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進」の2つのポツがあります。いずれも「解消するための取組」ですが、榎副会長はそれにもう一つ、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進」を追加してはどうですかという御意見だと思うのですが、それは「解消の取組」とどまらずに、むしろ明確に表現したほうがよいというお考えなのかなと理解しつつ確認の意味で質問をさせていただきました。

3つの質問に対する回答を拝見し、全て納得しています。

○押田課長 榎副会長からいただきました御意見の中で、一つ目の以下の視点を盛り込む必要があるかどうかの一つ目のところで、困難な問題を抱える女性への支援というところに関してお答えさせていただきます。

男女の部分に関しましては、今回、冊子にはないんですが、もともとの分野別施策の参考になっております人権計画R5進行管理（全体版）というところのちょうど11枚目一番左の項目番号80になりますけれども、ここに地域における男女共同参画の推進という項目がございます、その中にDV防止と被害者支援の推進ということで書いてございます。

「困難を抱える」の「困難」の部分の一つとして、DVが法律上も挙げられているものになっております。こちらを参考にさせていただきつつ、ここの資料には書いていないのですが、男

女共同参画に関する施策の方向性のところとして「地域における男女共同参画の推進として、地域防災活動をはじめとする様々な地域活動、DV被害者や貧困など困難を抱える女性への支援、生涯にわたる健康支援など、多様な地域活動を男女共同参画の視点から推進します」と、施策2の男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進というところに、現時点の計画でも書いてございます。

ですので、ちょっと前置きが長くなりましたけれども、副会長のほうから御意見いただいております部分で、困難な問題を抱える女性への支援というところの視点というものは確かに持つべきであるものでは確実に、実際、今の計画上、施策の方向性としては困難を抱える女性への支援ということで、既にもう入れているものだというふうに理解しておりますので、引き続きこの視点を持ちつつ、御検討を進めていただければというふうに考えております。

○神田課長 御質問いただきました合理的配慮についてですけれども、資料2の中段以降に書かれておりますが、まず合理的配慮とは、定義として、「事業者（官公庁を含む）がサービス等の提供にあたって、障害者から何らかの対応を求める意思の表明があった場合に、過度な負担になり過ぎない範囲でサービス提供の障壁になっている原因を取り除く」ことということなのですが、例えばということで、その次に例が書いておまして、飲食店において車椅子利用者が入りやすい広めの席に案内するといった、そういった対応が必要ですよ、ということになります。

逆に、事業者が過度な負担になる場合というのは、同じ飲食店の例で言いますと、食事の介助をしてほしいみたいにお客さんから言われたとき、これは本来の業務に付随するサービスじゃなくなってしまうので、これはもうさすがに事業者さんにとっても過度な負担になってしまいますということで、そういった場合は断ってもいいという考え方になります。その続きに書いていますけれども、この合理的配慮について、障害者差別解消法という法律に規定されておりますが、令和6年4月に改正されて、全ての事業者に対して義務化されました。

そういったこともありまして、榎副会長からも御提案がありましたけれども、一つの転換期を迎えたとも言えますので、このタイミングで実施計画に盛り込むというのは非常にいい案じゃないかなと私も思っておりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○柏崎課長補佐 星川委員の三つ目の御質問についての回答でございます。

榎副会長の10、性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進の中に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進というのがございました。この10について、Q3で計画概要版に記載の次の2点の「解消」を実現するため、積極的に啓発すべきとお考えなのでしょうかとして、一つ目、偏見や差別を解消するための啓発の推進、二つ目、当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進というのがございました。

こちらにつきましては、お手元の資料の1を2枚おめくりいただいた2枚目の裏面、分野別施策の10に、性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進ということで、二つ挙げられているものがそれに当たります。

この性的マイノリティの方々に対する偏見とか差別を解消していくという啓発については、啓発を推進していくということが大切である。偏見や差別とかはなくなるように、そういう方々がいるというような啓発を推進する。また、当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進ということで、もともとやはり偏見や差別とかがあったりすることによる生きづらさとかの解消に向けた取組、啓発を進めていったり、もしくは川崎市の場合には、パートナーシップ宣誓制度というのがございまして、性的マイノリティのカップルがお互いをパートナーであるというようなことを宣誓して、公的に認めるというような制度とかを行ってお

りまして、そういった取組を推進していることから、やはりこちらの回答も積極的に啓発を行うことが大切であるという形で回答しているところでございます。

○石渡会長 ありがとうございます。

今、榎副会長からの御質問に関して、星川委員がさらに補足質問をしてくださって、それぞれについて担当の部局から御説明をいただきました。

○柏崎課長補佐 榎副会長からの御意見について、事務局側からそれについてのお話をさせていただきたいと思います。御意見なんですけれども、これらについて第2期の実施計画の中で反映していくというような御意見だったかと思うんですが、このような観点も大変大切であると考えておりまして、もしも今日、もしくは今後の協議会の中で、委員皆様の御意見がこの方向性になったときには、答申の中に御意見として盛り込んでいただいて、また、その答申を受けて第2期の実施計画を策定する際に、御意見等を反映できるものについては反映してまいりたいと考えているところでございます。

また、若干余談なんですけど、先ほど星川委員がこういう質問をしたとかいうような形でいろいろおっしゃっていたんですが、特に何も御遠慮なく、思ったことを星川委員に限らず皆さんどんどん御質問、御意見をこの場であってもいいですし、また意見書でも構いませんので、いただいて大丈夫かなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○石渡会長 それで今、榎副会長の御意見について、いろいろ御説明などをいただきました。

最初の困難な女性というところについては、私は障害福祉が専門なんですけど、障害と女性という二つの要素を持って差別されるというのが複合的差別とか、クロスしている交差的な差別みたいな言い方をされて、結構、深刻な状況というのが障害分野なんかで話題になっています。

ですから、私は今、既にいろんな困難な女性について取り上げてあるというんだけど、またその深刻さがちょっと変わってきたんじゃないかなみたいに思ったりはしていますので、ちょっとその辺りのところは少し加筆するとかというようにところが必要になってくるんじゃないかなみたいに、私は思ったりしたというのがちょっと御説明なども聞いていた意見ですが。

ほかにも合理的配慮のことですとか、それから性的マイノリティの性的指向という辺りが、自分がどういう、男性か女性かみたいなのをどう捉えるのかという辺りに関しても、最近、裁判の判例なんか非常に突っ込んだ微妙なものになってきているかなみたいなところをちょっと感じたりするので、この間よりも少しここ数年で状況が随分変わっているんじゃないかなと私は思ったりするんですが、ほかの委員の皆様、何か御意見がございましたら、あと、榎副会長、また最後にぜひお願いしたいと思うんですが、この三つの視点について、何かお気づきの委員の方がいらっしゃいましたら、お願いしたいと思います。

土田委員、何かお考えとかおありでしょうか。もしあれば、ちょっと補足していただけるとありがたいと思うんですが、ありますか。

○土田委員 大丈夫です。

○榎副会長 もともと分野別施策の中にあるポツというのは、割合、簡潔ながらも重要なことは盛り込んでいると理解していますので、その中に吸収できるものも確かにあろうかと思うんですね。だから、それで今、十分であるということであれば、もちろん明記する必要はない。ただ、その場合でも、今後、様々な施策する上で、こういう視点を重視してほしいということでございますし、委員の中で少し表現を変えたほうがいいということであれば、こういうのも参考にしてほしいということでございます。

合理的配慮、クエスチョン2とか4番の障害者の人権尊重とともに生きる取組の推進の

中でということについては、事務局からも御回答いただきましたように、やはりこの視点はとても重要になっていると思いますので、これはうまく盛り込んでいただければいただきたいというふうに考えております。

○石渡会長　　今、障害の合理的配慮なんかも話題になりましたが、伊藤委員なんかは何かお気づきのことはありますか。

○伊藤委員　　今の御説明の中で理解していますので、特に私から申し出はありませんので、ありがとうございます。

○石渡会長　　ありがとうございました。

それでは、ほかに1ページ目の榎副会長からの御意見に関して、何かお気づきの委員の方はいらっしゃるでしょうか。

最所委員、お願いします。

○最所委員　　私も榎副会長がおっしゃるとおりで、格別、違和感はないのですが、恐らく男性はこれに該当せず、女性特有という点だと思います。被害者は、男性もなり得るのではないかという観点かだと思います。確かに性犯罪、性暴力に関して言うと、例えば少年とかが、被害者になる可能性もあると思いますし、ストーカー行為による被害に関していえば、必ずしもストーカー行為を行うのは男性とは限られませんので、これは男女関わりなく関わってくる問題ではないかと思います。

ただ、とは言っても類型的にどちらが多いかという観点から、ある程度の枠組みをつくる必要があるとすれば、もともとの法律の名称が「女性への支援に関する法律」に基づくものということになっているのであれば、ここは困難な問題を抱える女性の支援ということで、項目を立てることは法律の立てつけともあっていますので、私はそちらのほうが良いと思います。

ただ、具体的な施策であるとか、施策を行っていく中で、それ以外の被害を受ける方も、類型的に多いということになれば、その時点で議論をして、そこから別項目を立てなきゃいけないとか、そのようになってくるとは思っているのですが、現状その法律に基づく類型ということで分けられているとすると、ここは困難な問題を抱える女性の支援ということを入れたほうが、私も良いのではないかと考えているというところでございます。

○石渡会長　　ありがとうございました。

最所委員、2番目のこのところについては、榎委員の御意見を取り入れたほうがよろしいというふうに。

○最所委員　　そうですね、私はそういう理解です。

○石渡会長　　それでは、今の御意見なども含めて榎副会長から何か補足ございますか。

○榎副会長　　特に補足ということもございませんが、2番の男女共同参画の社会の形成と女性の人権尊重の取組推進の中に困難な問題を抱える女性の支援ということについては、そこで様々な困難な女性が抱えている問題は、確かに実は女性だけではないというのはそのとおりです。ただ、社会情勢の変化等々でこういう法律があるということを踏まえてのことですので、このように書いたということです。

今までの枠組みの中で十分できているということも、もちろんあると思いますけれども、これを取り出していくことに意味があるならば、盛り込んでいるほうが良いと思いますし、仮に盛り込めなくても、この視点を大事に施策を推進してほしいと思います。

○石渡会長　　ありがとうございました。

それでは、榎委員の御意見としても、少し状況を見ながらというようなところで改正する必要がある変えていくというような理解でよろしいですか。

それでは、資料の2の1ページ目の榎副会長の御意見に関しては、御指摘をいただきましたので、次に、阪本委員から御質問ということで出ていますので。

○阪本委員 この分野13までの分野別施策というところを見たときに、18歳以上だから大人のところに入るのかなとも思ったんですけど、中学卒業してどこにも行けない子もいるので、ちょっと子供も入るのかなと。その子たちのどこにも行けない子の支援は、どこを見ればいいのかというのがまず一つあったんです。

でも、この前、頂いた分厚いこのいろんなことを今までやってきたよというのを見ると、そういう人はこういうところに行けばいいよというのは、よく分かったんですね。そういうのを見もしないで質問しちゃったなというのもあります。

ただ、そしてまたここで健康福祉局さんからの答えに、こういうところがありますというのを教えていただいたので、もっとそういうのを知りたいな、そういうのがどういうところにあるんだろうというのは、やっぱりこちら知りたいなというのが一つありました。

それから、もう一つ、合理的配慮というのはメールのやり取りの中で質問が出てきて、そして教育委員会さんの答えが、大人へのお店の例を取って言われたものですから、学校にも合理的配慮、社会にも合理的配慮が叫ばれつつある中で、そこから滑り落ちてしまっている人たちもいるかなと思っていましたので、そういう教育関係での合理的配慮について知りたいなと思ひまして、質問いたしました。

○柏崎課長補佐 今、阪本委員の御質問の説明についてなんですけれども、それぞれの所管から回答について説明をしていただこうと思うんですけれども、今回お送りした進行管理の資料をよく見たらあったとか、よく見もしないでというようなお話があったんですけど、見ないでいただいて、いろんな御質問とか御意見いただいて大丈夫でございますので、そこら辺は全然、お気になさらず、どちらかというところということによって再確認ができるので、むしろそういうふうになったところをお申し出いただいたりしたほうがいいのかかなんて思います。

○神田課長 資料に書いてありますが、実際の相談場所といたしましては、年齢にかかわらず川崎市発達相談支援センターというところがありますので、そちらで御相談いただきますと、ソーシャルワーカーさんがいますので、相談内容に応じて関係機関と連携を取りながら支援を行っております。

また、医師とか心理士とかがいっぱいいますので、必要に応じて相談を行っているということ。あとは、就労ということになりますと、一つの例ですけれども、経済労働局さんでやっている「コネクションズかわさき」というところがあったりとか、あとはここには書いておりませんが、健康福祉局では、就労援助センターというところが、南・中・北部、市内に3か所ありまして、そこでも発達障害の方の就労の相談ができるようになっております。

そういった様々な事業があったりするのですが、障害者の施策としては、障害者の計画に別途記載がありますので、本実施計画ではどこまで記載すればいいかという視点もあると思いますので、それは今後調整させていただければと思っております。

説明になっていないかもしれませんが、以上でございます。

○石渡会長 ありがとうございます。

○米倉課長 続いて、教育委員会でございます。

前のページのところで、健康福祉局さんのほうから合理的配慮の説明がございましたが、こちらは飲食店とか車椅子利用の状況に関係していることでしたので、教育委員会としては、学校における合理的配慮というのはどういうものかということ、文科省の初等中等教育局特別支援教育課が令和3年に出しております「障害のある子供の教育支援の手引」から抜粋で掲載

させていただきました。

読み上げさせていただくと、「『障害のある子供が、他の子供と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの』であり」とございますので、委員からの御質問にあります、この二つのことに関しましては、含まれるという解釈であります。

○石渡会長 説明ありがとうございました。

とても大事な御質問をしていただけたなというふうに思いまして、学校での合理的配慮に関しては、私、朝日新聞を読んでいるんですけど、最近いろんな記事が紹介されていて、入学試験のときにいろんな障害にどういう配慮をするかなんていうのを今、入試の時期なのでいろんな工夫がそれぞれの御相談ごとに提供されているかなみたいには思ったりはしましたが、阪本委員、何か補足ございますか。

○阪本委員 教育も一つ、この中で共生共育とかいろいろやって入っているのもよく読ませていただいたんですけど、本当に試験とか入試とかのところでも今、すごく手だてがあれされているんですけど、今度、中学から高校受験というのは県の今度、管轄になってきますよね。

そうすると、もう実際にそれでまばたきで文字を書いているようなお子さんもいるし、その子が今度受験するというのも聞いているんですけど、そこら辺はまだなしのつぶてというか、言いに行っても県のほうのあれじゃなくて返事がもらえていない、どんな支援でずかなんていうのもあるので、何かすごく皆さん興味を持って考えてくださっているから、どんどん進んではいるんだけど、一人一人を見るとまだまだかなというのがありましたので、ちょっとそこら辺も漏れないようにしてあげたいなと思っております。すみません。

○石渡会長 ありがとうございます。

本当にコミュニケーションの仕方も、いろんなIT機器なんかが使えるようになって進歩してきているので、やっぱりそういう何か状況に合わせて合理的配慮もいろいろ変わらなきゃいけないなというのを、今、阪本委員のお話を聞いていて思ったりしましたが、ありがとうございます。

それでは、次に、発達障害の子供のところについては、よろしいですね。

○阪本委員 はい。

○石渡会長 では、次に、今度、市民意識調査のほうに行ってよろしいですか。

○柏崎課長補佐 その前に、先ほどの困難な問題を抱える女性のところで、ちょっと補足がございますので、少し補足させていただいてもよろしいでしょうか。

○石渡会長 お願いします。

○押田課長 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について、補足説明させていただきたいと思います。

この法律は、女性の福祉のための法律というものが、もともとは戦争直後に、昭和31年にできました売春防止法しかなかったというところが、そもそもございます。

売春防止法は、もともと戦後間もなくのところで、おそらくどうしても売春をしなければ生きていけなかった女性を処罰するような、法律的な言い方をすると、補導処分をするための法律としてできまして、それがこれまで社会が変わってきた中でも、根拠法が売春防止法しかない状況にあったことを受けて、補導、保護更正という観点から、女性の福祉、そして女性の人権を守るというところで成立した法律となります。つまり、売春防止法には女性の人権という目線が全く足りていない状況だったことを受けまして、困難な問題を抱える女性の支援に関す

る法律というものができたという背景がございます。

それとともにこの売春防止法という法律の中の保護更正という考え方が変わりまして、「女性への支援」になったというところになっております。また、補導処分という第3章に当たる部分は、売春防止法から現在は廃止されてございます。

ですので、委員のほうからいただいているこの視点を盛り込むべきかどうかということについては、委員の皆様方に十分検討していただければと思っておりますが、私が星川委員の質問に正しく答えられたかなというところで、マイクを今いただいたところですけども、例で挙げさせていただいております「例えば」というところで、DV、性的搾取、人身取引、ストーカー行為等に関しましては、皆様おっしゃるように、女性だけではなく男性も被害を受ける、十分受けることがあると世の中としても認識はされておりますけれども、この法律ができた背景としては、売春防止法という非常に旧法の部分から、女性に対する人権という目線を入れなきゃいけないということでできた法律ということになっておりますので、それぞれの被害が女性しか受けないというものではなくて、あくまでもこういった先ほど副会長のほうからもお話がありましたように、複合的な問題というのが非常に絡まって、非常に難しい問題になってきているという世の中において、この売春防止法というものから脱却するためにできた法律だということ、対象が女性ということで定められているというようなことになっております。

ちょっとまとまっていないのですが、補足させていただきました。お時間をいただきましてありがとうございます。

○石渡会長 補足説明、ありがとうございました。大事なところを改めて御説明いただきました。

○柏崎課長補佐 もうそろそろ1時間ぐらい経ちそうなところでございまして、1回、5分ほどの休憩を挟んでいただいてもよろしいでしょうか。

○石渡会長 それでは、1時間たったので、ちょっと休憩です。お疲れさまです。

(休憩)

○石渡会長 それでは、5分間だけの休憩で大変恐縮なんですけれども、再開をさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、今、この「人権かわさきイニシアチブ」の策定の方向性についてということで、新しい動向なども踏まえて大事な御意見をたくさんいただいたんですけれども、一応、第2期の実施計画について、第2階層の主な部分というのがこの5つの分野横断施策というのと、それから13の分野別の施策については第1期から変更なしということにさせていただいてよろしいでしょうか。細かいところについては先ほどいただいた御意見などを盛り込んでいただく流れになるかと思いますが、取りあえず横断的な施策5つと、それから13の分野というのは変更なしとさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

○石渡会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうでまた答申案を作成していただいて、私と副会長で確認をさせていただきながら、次回の協議会までに改めて提示をしていただくということにさせていただきます。

では、意識調査について木澤委員から御意見をいただいておりますので、木澤委員、いただいた御意見についてもう一度御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○柏崎課長補佐 木澤委員、聞こえておりますでしょうか。木澤委員。

もし差し支えないようでしたら、ちょっと一回置いて、次の。

○石渡会長 それでは、次の土田委員が外国籍の方関連で御質問してくださっていますので、お願いして

よろしいでしょうか。

○土田委員 私は基本的に多文化共生関係の担当分野というふうに認識しておりまして、これはあくまでも意見ではなく、本当にもうシンプルに質問だったんです。というのは、川崎市自体が比較的多文化共生に関わる様々な施策がかなり進んでいるというふうに理解していきまして、その意味で現状がどうなのかというのを私にとってのインプットとして情報をいただきたいと思ったための質問です。そういう意味では、ここに資料に書いてあるとおりで、外国籍の方のアンケートの回答というのが市民意識調査の中ではあまり含まれていない、かなり割合が少ないので、そこはどうしたらいいのかなと思ったところで、別途外国人市民意識調査というのがあるという回答もいただいていますし、そこはデータとして確認をできたところです。

もう一つ下のところには、アンケート調査というのは、基本的には具体的な事例というのはそんなにどの類のアンケート調査でも上がってこないものですので、もう少し個別具体的にどういうふうなケースがあるのかというのを知りたかったので、外国籍の方の人権に関わる近年の事例にどういうものがあるのかというのを質問としてさせていただきました。こちらのほうは、やはり回答をいただいている、それに対してさらに率直に今この場で申し上げると、もう少し具体的にこういうふうな事例があるというのが分かったら本当によかったなと思ったんですが、それをさらにどういうふうに伺っていいか分からなかったんで、このままの状態で今日に至るといふところがあります。

ただ、別件でこの外国人市民代表者会議というのを見させていただく機会が先日あって、いろいろと私なりにインプットする機会が得られたので、そこに関してはよかったなと思っていきまして、なので今御回答いただくようなものではないような気はしています。

ただ、同時に、どうしても外国籍の方の問題はそれだけで別個独立するものではありませんで、横断的なもの、例えば助成に関わること、障害に関わること、教育に関わることと、もしくは就労とか、分野横断的になりますので、そういう意味ではほかの委員の方々の御発言とか御意見とかをお聞きしながら、またそこで確認したり質問をさせていただく機会は今後もあるかなとは思いますが、現時点では御回答もいただいているところではあります。

○石渡会長 ありがとうございます。

それでは、木澤委員も画面に登場してくださっていますね。ちょっと今、土田委員からの御意見は、もし木澤委員、よろしければ御質問について御説明を改めてお願いしてよろしいでしょうか。

木澤委員、意識調査について御意見をいただいています、聞こえていらっしゃるでしょうか。

○柏崎課長補佐 木澤委員、すみません、ちょっとそちらの音声聞こえないんですが、お話しいただいてもよろしいでしょうか。

やはりちょっと聞こえない状況なので、木澤委員からの御意見について柏崎から読み上げてよろしいでしょうか。すみません。

市民意識調査につきまして、有効回答率が若年層で低いことが気になります。20代から30代の人権に関する意識があまり高いように感じられないので、この層への普及活動に力を入れる必要があるように思われますというような御意見でした。

○石渡会長 ありがとうございます。

今の土田委員の御意見と関連してなんですけど、私、子供の療育をやっているセンター、川崎も幾つか関わっていたりするんですけども、本当に外国籍の人が多くて、私の全然知らないような外国語を使っている方もいらっしゃるみたいな情報をいただいて、そういう方の御家

庭に、療育の専門家がいろいろアドバイスをするんだけど、通訳などがなかなかきちんとつけられなくて、子供の発達みたいなものに支障が出ているみたいな話なんかを聞いて、ああ、そうなんだと思って、要するに、本当にいろんな国籍の方への通訳保障みたいなものがそもそもできているかどうかみたいなのところもちょっと教えていただけますか。

○柏崎課長補佐 そうしましたら、先に木澤委員の御意見から説明させていただきますが、前回の意識調査で20代・30代からの回答の割合がやはり少なかったのは確かでございます。そのような年代層への啓発等については力を入れていく必要があるというのはごもっともだと思っております。また、来年の4月以降に行います次の意識調査では、前回は紙媒体だけでやっていたんですけれども、ネット上からも回答できるような方法にしていきたいと考えておりまして、このような年代の方が回答しやすくなればなというふうに考えているところでございます。

土田委員からの御質問について、次に回答させていただきます。

最初の御質問ですけれども、人権の市民意識調査につきましては、市民の中から無作為に抽出してアンケートを送付しているところから、実際には外国籍の方の割合は少なくなっているという状況でございます。外国籍の方向けに7言語に翻訳してアンケート用紙を送ったり、もしくはルビを振ったアンケート用紙を送って回答をしやすくということをやっているところではございますが、実際の人口比率や、もしくはこの人権等についての、もしくはこういう公共の場からアンケートが来るということについてのそもそもの考え方の違い等もあるかもしれません、実際には人権市民意識調査については前回お手元にあった資料のとおりの結果となっているところでございます。

○菅原課長 御質問、ありがとうございます。

こちらの調査の件でございますけれども、先ほど土田委員からお話ございましたとおり、2019年度、外国人市民を対象とした調査を行っております。こちらは2011年の外国人市民代表者会議の提言を受けまして、外国人市民の意識を踏まえて本市の施策を推進するための調査ということで、2014年に調査をした後、5年に一度、調査を定期的の実施しているところでございます。

なので、今年度、2024年につきましては、5年ぶりの調査を今まさに実施しているところでございまして、今年度末には集計した結果を公表する形で、また同じような質問をして経年変化等も含めて御報告ができるかなと思います。こちら外国人市民のみを調査対象としたものとして5,000標本をお配りいたしまして、大体回収率が二十数%、前回ですと1,085件を回収したもので、ホームページの記載がございましたけれども、こちらに集計結果・分析を含めて概要版や報告書を掲載させていただいているところでございます。

以上でございます。

続きまして、その下、こちら土田委員のほうから、ありがとうございます、外国籍の方の人権に関わる近年の事例ということで御質問をいただいております。

すみません、シンプルなお答えで申し訳ありませんでしたが、まずこちらの人権かわさきイニシアチブの72ページ以降に、外国人市民に関する取組、こちらは多文化共生推進課のみというよりは、先ほど委員もおっしゃったとおり、外国人市民に関わるもう全てがかなり横断的なものでございますので、各所管局の他言語に対する外国人市民の施策が記載されているものでございまして、前半でお話があった川崎市総合計画とも連動しながら取組が進められているところでございます。

また一方で、川崎市といたしましては、川崎市多文化共生社会推進指針というものを定めておりまして、ともに生きる地域社会、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めているところ

でございます。こちらの方針に基づきながら各所管部署で外国人市民を意識した施策を進めていただくよう、私どもが取組をさせていただいているところでございます。

また、個別等でかなり多岐にわたる部分もございますので、この施策について詳しくお知りになりたいということがございましたら、所管も含めてこちらのほうで対応させていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○石渡会長 ありがとうございました。

○神田課長 会長から御質問いただきました、障害児の外国人の方の件ですが。

○石渡会長 要するにいろんな言葉があるのですが、いろんな言葉にどれだけ対応する通訳ができているのかみたいなところをまず教えていただければと思います。

○神田課長 障害の関係部署にそういった情報が入っているか後で確認させていただきたいので、ちょっと今はお答えできないのですが、それは学校でもそうですし、ほかの場面でもそうですし、あらゆるところで実態はどうなっているのでしょうかという御質問でよろしいでしょうか。

 ありがとうございます。担当部署に確認して、また後日の御回答となってしまいますが、申し訳ございません。

○石渡会長 本当にいろんな国から来ていらっしゃって、こんな言葉があるのというのを私たちも再認識したりしたような場があったので、今、割とスマホなんかで通訳もできる時代にはなっているけど、そういう言葉のアプリはないようで、その辺りに対して実際現場で困り事があるかどうかみたいなことをちょっと教えていただければと思いました。

 それでは、市民意識調査については、若い人に対しては紙だけではなくてネットでのアンケートもやっていただけるということなので、また回答率も違ってくるかなと思いますので、ここまでのところで何かさらにお気づきの委員の方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

○星川委員 2点ほどお伺いしたいことがあります。

 今日配布された資料1は前回も配布されたものですが、1枚目の「川崎市人権施策基本計画」の改定の方針についての答申の中で、「インターネットによる人権侵害に関わる取組」を新たな分野として独立させるべきとの方針が出されています。ところが、資料1の3ページ目の冒頭（左上）に「計画改定の方針」という欄があります。

 この中にポツが4つありますが、上から3つ目のポツに「基本的施策のうちの分野別施策に『疾病に関する人権尊重の取組の推進』と『インターネットによる人権侵害に係る取組の推進』の項目を新たに設け、13の分野別施策とします」と記載されています。疾病のことは1ページ目では記されていないのに、ここでは「新たに設け」となっています。この部分だけを読むと、以前は11だった分野別施策が今回13になったのかなと思ひまして、ちょっと不具合を感じました。

 また、前回配られた資料によると、分野別施策7の「疾病」のところは用語が統一されていません。前回の資料3（関連条例・計画関連表）によると「患者・感染者（地域医療）」、前回の資料5（政令指定都市別施策一覧）によると「HIV感染者等」となっています。前回の資料ではむしろ「疾病」という用語が見当たりません。用語が統一されていない理由や経緯、分野別施策7の「疾病」は新規なのか、それとも前回のマイナーチェンジ（用語の変更）によるものなのか、について教えていただきたいと思います。

 もう一つの質問は、資料1の最終ページに「成果指標」があります。その一覧表をご覧ください。一番上の欄に全体目標があり、項目として「平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合」が令和3年度36.6%となっていますが、この数字の出所を教えてください。

 というのは、令和2年度に「人権に関する市民意識調査」を実施し、その調査結果では28.

8%でした。同調査は5年ごとですが、その5年前の調査に比べると8.2ポイント増加したと報告がありました。

令和2年度の市民意識調査と成果指標の3年度を比べると、約8ポイントも増えています。成果指標の数字はどこから持ってきた数字なのかを教えてください。また、成果指標の一覧表の「現状【年度】」について、目標によって2年度や3年度の数字を使っていますが、何か理由があるのでしょうか、少し説明していただけるとありがたいと思います。

以上、2点です。

○柏崎課長補佐 ありがとうございます。

先ほどの疾病の話についてなんですけれども、この協議会でインターネットにつきましては独立するよという御提言をいただいたと。その後、事務局側で計画を策定する際に疾病や感染症等についても盛り込むべきではないかというふうに整理したと思われます。第1期の実施計画策定の際には、その策定や、パブリックコメントという市の計画について市民の皆様からの御意見等を賜ったりするような仕組みがありますが、そのように都度ごとにこの協議会委員の皆様には報告して確認しつつ策定したところとなっております。

なお、先ほど疾病の関係のところの用語が統一されていないのではないかという御意見がありまして、そこを確認して用語が統一されていないようであれば、答申の中の御意見とかに入れていただける可能性があるようであれば、入れていただくなりして反映していく必要があるかもしれないです。現状ではものによってはそれぞれの法律から用語が下りてきたりしているような場合があって、統一感がないような用語の場合もあったりするので、実情を見てみないと分からないというところが現状でございます。また事務局から皆様に報告等をさせていただきます。

続きまして、成果指標の話なんですけれども、御覧いただいた3年度と2年度の違いについてはおっしゃるとおりでございます。この2年度と書いてある成果指標のものが、今、委員の皆様から御意見をいただいた人権の意識調査のものになります。一方、令和3年度と書いてあるものにつきましては、こちらは総合計画に関係して市民の様々な考え方とかのアンケートを取っておりまして、そちらのほうのアンケートから引っ張ってきた数値となっております。ですので、ちょっと年度がずれてしまっているというような状況でございます。

○久々津委員 今、最後に御説明いただいた調査の種類が違うというのは、別の調査ということでよろしいですかね。

○柏崎課長補佐 はい、おっしゃるとおりです。

○久々津委員 そうすると目標値に書いて、あくまでも現状で参考なんですということなのかもしれないんですけれども、調査対象としての抽出が多分違うのですね。

○柏崎課長補佐 はい、おっしゃるとおりです。

○久々津委員 先ほど星川委員がお話ししていた、この1年で8%近く伸びる数字、これが毎回、今年度はこれをやったのだけど、目標値についてはこれで測りますよとありますけれども、途中途中で調査の種類が違うので数字は結構動きますよというのが前提で出てくると考えてよろしいのですかね。

○柏崎課長補佐 実際にはなんですけれども、この一番上の全体目標に該当する人権の意識調査の項目はございません。そちらは別のアンケートのほうで取っていますので、人権の意識調査の項目の中にはないので、抽出対象が違うものに対して同じものの質問をして様々な数値が出てくるといようなことは実質上ございません。

○久々津委員 分かりました。そうすると、先ほど言っていた、逆に28.8%の数字のほうがここであいう

目標値の部分とは違う部分でのお話だということなのですね。

○柏崎課長補佐　そういうことかと思えます。

○久々津委員　分かりました。ありがとうございます。

○石渡会長　星川委員、丁寧に資料を確認してくださって、ありがとうございました。

では、数字のところは今の御説明のようすし、あと、疾病に関してはまた補足で情報をいただけるということでよろしいんですね。

○柏崎課長補佐　用語につきましては、確認してまた報告いたします。

○石渡会長　お願いいたします。

では、ここまでのところで何かほかに御質問とかおありの委員の方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、審議事項の（２）のほうに移らせていただきます。

人権施策推進基本計画（第１期実施計画）の令和５年度の結果ということで、御報告をお願いいたします。

○柏崎課長補佐　星川委員からお話のございました資料１の先ほど御覧いただいたページですけれども、成果指標の上に進行管理とございます。この計画ですけれども、進行管理ということでPDCAサイクルを取り入れて、その取組等についてこの協議会に意見・助言を求めているというところでございます。

そこで、資料４ですけれども、あらかじめメール等で資料の説明文をお送りしているところですけど、改めてもう一回説明をさせていただきます。

資料４の１枚目に「人権施策推進基本計画に位置付けられた施策と他の分野別計画等の対応表」というのがございます。

これは、人権計画に掲げられた施策や事業が、例えば分野で言うと、子ども、男女、高齢者、障害者などの属性ごとに分類、構成されますが、川崎市役所では、教育委員会、こども未来局、健康福祉局といった様々な部署がそれぞれの計画を作成しており、その中において取組がそれぞれ位置づけられています。こうした庁内の各計画の対応関係について示しているものがこの表になります。そして、それぞれの計画には人権計画について御議論いただくこの協議会と同様にそれぞれ附属機関等がございまして、それぞれの部署で各関連計画に対してやはりPDCAサイクルにより進行管理のプロセスを実施しているところになります。

この資料４の２枚目からは、人権計画と他の関連計画が内容的に重なっているものについては、進行管理を他部署でやっていることから、そこでカバーされていない項目についてもう一つのホチキス留めの人権計画進行管理の全体版から抜き出したものとなります。

この抜き出したものは５ページありますが、全て私ども人権・男女共同参画室の事業となっていてところです。本日は、この資料４のホチキス留め、全体版から抜き出した部分を中心に、人権計画の令和５年度の進捗状況に対して御意見等をいただきたいと思いますと考えています。

ただ、もう一つのホチキス留めの全体版のほうにつきましても御意見等をいただくことはできますし、また、後日、事務局にお申し出いただいても大丈夫でございます。また意見書をお送りいたしますので、その場でいただいても大丈夫でございます。御意見をいただいた場合には、本日、各局の担当も出席しており、その場で回答できるものは回答し、または後日回答して確認するなどしてフィードバックしていきたいと考えております。

この資料４の一番後ろを見ていただきますと、川崎市人権施策推進基本計画（第１期実施結果）の令和４年度実施結果に対する協議会からの意見・助言についてということで、前回の協議会からいただいた意見・助言について書いてございます。前年度の実施結果を踏まえて仮に

課題があるならば、それに対応するために次年度はどうするのかを示したほうがよいとか、本協議会で審議してきた様々な啓発方法を試みてその結果を検証し、さらに新しい啓発手法を探り、地道に啓発を続けていくことが大切である等の御意見をいただいております。

ここでまた資料4の2枚目のほうにお戻りいただきたいんですけども、この2枚目の右から3番目の欄の右から4番目に「課題・来年度以降の方向性」という欄がございます。これは先ほどの御意見をいただいて設けた欄となっており、その他御意見等も踏まえ人権施策を推進しているところとなります。

また、その左の欄には令和5年度の実施結果が掲載されているところでございます。この令和5年度の実施結果から、その一部について説明いたします。左の項目番号8を御覧ください。

右に進みまして、黒丸で「事業者・団体等の自主的な人権学習等への支援」とあります。そのまま右に行くと、「【Ⅱ】一定の進捗があった」とあり、さらに二つ右の欄に行くと「事業者、団体からの派遣依頼・貸出申請実績が少ないことが課題であり、派遣・貸出制度について、今後、より効果的な告知手段を検討し、実施していく必要があります」となっており、課題と今後の方向性について記載があるところです。

次に、一つおめくりいただきまして、裏面左側の22を御覧ください。

右に進みまして、黒丸で「人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進」とございます。右のほうに行くと「順調に進捗した」となっており、またその右の欄、課題・来年度以降の方向性については「制度発足以来、相談件数は増加傾向にあります、現状の実施時間帯以外の相談ニーズも、引き続き確認する必要があります」とあり、課題と今後の方向性を記載しています。

さらに1枚おめくりいただいた裏面、150番を御覧ください。性的マイノリティに関する広報についてとなっております。

右のほうに行くと「一定の進捗があった」とあり、課題・来年度以降の方向性については「性的マイノリティに関する人権課題等について市民に十分訴求されることを目指し、引き続き、広報資料・ホームページによるさまざまな世代に向けた広報及び意識普及を推進して行く必要があります」とあり、広報・啓発について、この協議会は第3期なんですけど、一つ前の第2期の協議会からいただいた答申等も踏まえて、様々な啓発手法を取り入れていくことが大切であると考えているところとなります。

この資料4についての説明については以上となりますが、先ほども申し上げたように、全体版のところについても御意見、御質問等がございましたら、もしくは意見書等で御意見をいただいても、もしくはいろいろ見ていただいて御意見とかがなくても、それはそれで大丈夫でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○石渡会長 今、資料の4について御説明をいただきましたが、何か。

○最所委員 まずちょっと御質問があるのですが、この事業・取組ごとの進捗状況ということで、Ⅰが順調に進捗したと、Ⅱが一定の進捗があったというようになるのですが、これはもともと分類としては、幾つあって、要するにⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳとあって、そのうちのⅠ、Ⅱなのか、その分類がどうなっているかを、ちょっと御説明いただければと思っています。

○柏崎課長補佐 分類が三つございまして、すみません、ちょっと文言ははっきりと今申し上げられないんですけど、Ⅲ番が進捗がそこまでじゃなかったという分類と、あともう一つ、計画していた、もしくはそもそも当該年度に実施する予定がなかったその他という欄が設けてあるんですが、それとⅠとⅡになります。

○最所委員 ありがとうございます。そうすると、全体三つあるうちの上の二つだということが分かるよ

うにさせていただいたほうがありがたいと思います。

あと、これは記載の方法なのですが、課題と来年度以降の方向性と、一つにまとめられているのですが、できればその年度実施したところで発見したとか明らかになった課題は、課題として出していただいて、その課題を、来年度以降どのように改善していくのかという方向性のところは、分けて書いていただいたほうが明確かと思っていますところ。

あとは、だからⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの書き方が全体として、大体これが感覚としてどうなのですかね、一つが80%以上とか60%以上とか40%以上とか、そういう目標値であるならばそこは分かるように、もうちょっと、A、B、C、Dという評価でも構わないと思うんですけど、そちらのほうが全体が見えるのではないかと思っていますところ。

これは昨年、私、申し上げさせていただいたのですが、PDCAサイクルというのは、大体自分たちでプランを立てた人たちが、同じように判断するので、ややもすると、大体きちんとやりました的な方向になって、後でお墨つきを与えるだけになってしまうという側面があります。ですから、ここはできなかったことが、何か問題というわけではなくて、問題点が発見されたということがすごく重要だと思いますので、そこは割と厳しめに自己評価していただいたほうがよいのではないかというのが、率直な意見であります。そうでないと、全体8割ぐらい達成しましたというような結果が出ると、逆に怪しいと思ってしまうというのが本音のところですので、その辺りは、ちょっと厳しく自己評価をしていただければというように考えております。

○阪本委員 資料の確認なんですけど、送ってくださったじゃないですか、送付して。これが全て、今日のこの小さくしたのは。

○柏崎課長補佐 あらかじめ各委員にお送りしたものが全部でございまして、今日のお手元の資料4の二つ目のホチキス留めもあらかじめお送りした全部の縮小版になっております。項目としては全く同じものとなってございます。

○阪本委員 これは字が大きくて見やすい。

○柏崎課長補佐 ちょっと見にくくて申し訳ございません。

○阪本委員 いえいえ。だから、どれを見ればいいかななんてちょっと思ったりして。

○柏崎課長補佐 今後につきましてもですが、この協議会ではあらかじめ資料を皆さんにデータもしくは直接送付等によりお渡ししているところではございますが、机上にはお持ち込みいただかなくても資料は用意いたしますので、また、場合によってはお送りした後に多少の修正が入る場合もございますので、一応そのところを御了承いただきたく存じます。

阪本委員、ありがとうございました。

○阪本委員 ありがとうございました。

○石渡会長 それでは、最所委員から進行管理のやり方とか、どう結果を解釈するかみたいなのところについても大事な御指摘をいただきましたので、その辺りのところも踏まえてと思いました。

最所委員、何か強調しておきたいことがございましたら。

○最所委員 いえ、私が、どちらかというと、強調したいのは、むしろ本当に順調に進捗したというところよりも、課題が見つかったということが、重要だと思っています。そうでないと、本当にPDCAをやると、どこの会社もそうなのですが、大体8割ぐらいよくできたみたいな話になるんですよ。だから、もともと、これはチェックするのが重要なので、だから、そこはちょっと厳しめに。

あと、この活動とか、施策を通して、どのような問題点が明らかになったのか、そこがまず一つ明らかにできれば、その施策をやった意味があったわけですよ。その課題について、次年度

以降どうするのかというところまできちんとした形で出れば、さらにいい結果になると思って
いますので、そこは、特にその課題と方向性が、私は結構重要だと思っています。だから、こ
こはまとめるのではなくて、別にしてください。

あとは、これは、すみません、書き方ではあるのですが、どういう課題が発見できたとか。
特に問題がなかったなら、どういう点で問題なかったと。問題なかったというのが、書いてあ
ると逆に第三者的に見ると本当に問題がないのかなと、そこをチェックするような見方になる
と思うので、それはそれで悪くないと思うんです。だから、記載の方法をもう少し御検討いた
だきたいというのが率直な意見でございます。

○石渡会長 大事な御指摘、ありがとうございました。

ほかに何かお気づきの委員の方はいらっしゃいますか。

○堀井委員 最所委員のお話にちょっとかぶるかもしれないんですけども、その実施結果の記入につい
て、例えばですけど、性的マイノリティの方なんかに関してとかで、実際に性的マイノリティ
の方からの意見とかフィードバック的なものを結果に載せたりとか、そういうことは可能
なのでしょうか。

○柏崎課長補佐 ありがとうございます。その事業とか取組の中で評価や今後の方向性に関係するようなも
のであれば、当然その御意見とかを載せることは可能かなというふうに考えているところでは
ございます。性的マイノリティの方からの御意見とか御要望というのは、実際のところあまり
ないというのが実情でございます。

○堀井委員 性的マイノリティだけじゃなくて、例えば子どもの人権についてとかでも、やっぱりこうい
う実績、こういう子がこういうふうによりなりましたよみたいな形で見分けて分かりやすい結
果とかが少し例として出ると、市民としては見て分かりやすい。やっぱりぱっと見て分かる結
果が反映されるとありがたいと思います。

○柏崎課長補佐 ありがとうございます。

おっしゃるところは全くそのとおりだと思います。どうしても役所の帳票になりますので、
表現が硬くなってしまうところがあるので、見た感じで分かりにくいところがあるのは大変心
苦しいところではございますが、事例を実際に盛り込んでいくとなると、かなり対象人数が多
かったり、事例も広範囲にわたって様々な事態が発生しているとか、当然うまくいったことも
たくさんあるでしょうし、様々なことがあった中でどの範囲まで載せていくとか、そういつ
たところは、実際のところはかなりそれをどのように表現していくかというのは難しい要素が
あるかなんていうのは、直感的には感じているところはあります。可能であればそういうの
を反映していきたいと思うんですけども、検討した結果、御意見をいただいても対応でき
ないかもしれないというところで、あらかじめ御了承いただければというところでございます。

○石渡会長 阪本委員、先に。

○阪本委員 実際の成果と出ているんですけど、拉致被害者の何番、146で施策でいろいろやっていら
っしゃって、それで去年からカワサキ・ユース・ミーティングというふうに変わって、今まで
の講演だけじゃなくて中学校に行って横田めぐみさんの弟さんが講演されたんです、去年。そ
れを実際に私も見せてもらったんですけど、中学生が、本当に拉致を知らない子もいたと思
うんですけど、それを真剣に聞いて、そして意見を言って、そして質問してというものだったん
です。今年もやっていて、こういうふう若い子に共有したのは私はすごく評価しているん
ですね。

学校も実際にやるところは1校ですけど、LINEとかそういうので一緒に参加できるよう
になっていて、だからそれをうんと増やしていただいて、中学生の若い子たちにも知っ

てもらいたいし考えてもらいたいとすごく思ったんです。だから、このやり方をあえて取って成果が小さく出ている。ですけど、それを実際に見た者としては、先ほどの若い世代にアンケートの答えをもらえるようにとかそういうふうやっていくのがすごくいいなと思ったので、ちょっとごめんなさい、関係ないかもしれないですけど、思いましたので、言わせていただきました。

○石渡会長 ありがとうございます。

星川委員、どうぞ。

○星川委員 最所委員の御発言とかぶるのですが、私も気になったのはやはり「進捗状況の区分」ですね。3つの区分があるというのは理解しましたが、「順調に」とはどの程度を言うのですかと、「一定の進捗」とはどの程度のことですか、なかなか文章では分からないのです。20%でも一定の進捗かもしれないです。ですから、例えば当初予定の80%を超えたら「順調に」とか、一定というのは何%から何%というふうに見える形にしていだきたいと思います。

また、「実施結果」でいろいろな実施内容がわかりますが、実施した結果、どうだったかということが大事で、実施したら「500人参加した」というように数値化してほしいですね。実施したけど「3人しか参加しなかった」場合も「実施した」という意味では同じです。できるだけ数値化して具体的に実施内容が見える形にしていだきたいと思います。

数値化して恥ずかしくないものだけを公表するのではなく、「実施したけどPRが足りないため参加者が集まらなかった」というようなことは実際にあるわけで、なるべく「実施結果」では、実施したらこうだったということを見せていだきたいと思います。

○石渡会長 ありがとうございました。

数値化というお話もありましたし、それからこの結果をどういうふうに解釈するかみたいなところについてもいろいろ大事な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

ほかに、この結果に関して何かお気づきの委員の方はいらっしゃいますか。

それでは、今日、大事な御意見をたくさんいただきましたので、また事務局と、それから会長、副会長とで確認をさせていただいて協議会の意見ということでまとめたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。いろいろ大事な御意見、ありがとうございました。

それでは、次に、(3)で今後のスケジュールということで資料の5を用意していただいていますので、お願いします。

○柏崎課長補佐 次回が来年の3月27日の午前中を予定してございます。本日いただいた方向性を基に、答申の各部分の作成を正・副会長と相談しながら作成して御提示できればと考えております。その後、6月頃に答申全体の確認で、7月に市長に対して正・副会長が答申を渡すというような方向になるかと考えております。

○石渡会長 一気に答申が出てきてちょっと責任も感じる場所ですけども、このような流れということですのでお願いをしたいと思います。

それでは、報告事項に移らせていただいて、最初に川崎市差別防止対策等審議会の審議状況ということで、資料6を用意していただいていますので、お願いいたします。

○松本課長 それでは、お手元の資料6番、川崎市差別防止対策等審査会についてを御覧ください。

第3期の差別防止対策等審査会の開催状況ですが、前回の協議会以降に3回目となる審査会が10月29日の火曜日に開催されております。当日の審査会におきましては、市長が諮問をしました20件のインターネット上の投稿につきまして、条例の規定への該当性、また拡散防止措置、削除要請の妥当性について審議が行われております。11月14日に提出がありました答申におきまして、これら20件の投稿のうち19件について条例の要件に該当し、拡散防

止の措置を講ずることが妥当であると判断をいただいたところでございます。市としましては、これらの投稿につきまして、プロバイザー等の事業者に対しまして削除要請を行ったところでございます。なお、4回目となります審査会を、明日、12月24日に開催する予定であります。

○石渡会長 ありがとうございました。

この審査会は、いつも最所委員が委員でいらっしゃるのでは何か補足をお願いしているんですが。

○最所委員 先ほど御報告いただきましたとおり、20件のうち19件が該当すると。ここで重要なのは、1件は不該当だと判断したということです。もちろん内容については、ここでお話しすることはできないのですが、審査会のほうでは、出されたものをそのまま盲目的に認めているという対応ではなくて、一つ一つ慎重に審議して、その結果として、1件は、今回は妥当ではないのではないかと。妥当ではないというよりは、法律上の要件に該当しないのではないかとということで、判断したということです。そういう意味で、否定しているものが出るということは、私は、非常にいいことだと思っていますので、その意味でも、審査会では、慎重な審議が行われているというところでございます。

○石渡会長 ありがとうございました。

今、最所委員からも補足説明をいただきましたが、この審査会関係のことで何かお気づきの委員がいらっしゃいましたらお願いします。よろしいですか。

では、今日の審議事項等は以上でよろしいですね。稲垣委員、初めてで、なかなか質問しにくかったのかなと思うんですが、何かお気づきのことがあれば一言お願いできますでしょうか。

○稲垣委員 すみません。今日はありがとうございました。何か発言のタイミングを逃してしまいました。

でも、本当にいろいろお話が出る中で、私も特別支援学校で教員をしておりますので、今すぐく特別な支援を必要としている子供が増加している、あとは、外国にルーツを持つ子供も増加しているという辺りは本当に実感として思っているところでありますし、今、多文化共生社会と簡単に、言葉では理想的な言葉がありますけれども、実際、多文化共生ということの難しさ、それと子供に限らず大人も本当に困っている人とか支援を必要としている人というのは、見えにくかったり気づかれなかったりというところがあると思いますので、本日の議論、様々ありましたけれども、実際、本当に一人一人の人権というところを考えたときに、その人の命に関わることとか、そういったところは本当に重要なことだと捉えて、真剣にこれからもこの協議会の中での議論をしていけたらなと思っています。

すみません。全然話がまとまらないんですけども、私のほうもたくさん勉強していきたいと思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○石渡会長 ありがとうございました。

あと、木澤委員なにかありましたら。

○木澤委員 すみません。滞っていてちょっと中間が全然よく分からなかったんですけども。

アンケートの意見書を書いたんですけども、私の周りで若い人から年寄りから町会関係とかいろんな方と話をしているんですけども、人権に対する意識というのは本当に現場では高くないとか、そういう話が出ることはほとんどないですね。だから、その辺をどうやってみんなに分かってもらえるようにするのが一番の課題なのかなとは思っています。

なるべくそういう話を私もするにはしているんですけども、聞いていてもみんな関心がなさそうな顔をしているのが圧倒的に多いんですよ。民生委員の立場でいろんな方のところの支援をしたりとか、いろんな方と会っている人話をしているんですけども、なかなか人

権という形で大上段に振りかぶると、なかなか懐に入っていけないという面が非常に多いんで、その辺を少し考えながら私もこれから活動していければいいかなとは思っております。そんな感じです。

○石渡会長 木澤委員、ありがとうございました。民生委員のお立場で切実なお話を聞くことが多いでしょうから、なかなか人権というのは取り上げにくいのかなというのはとてもよく分かりますが、またよろしく願いいたします。

伊藤委員、本当に情報保障の方も含めてちょっとスピードが速過ぎるとか何かあれば、少し会議の進め方が速過ぎたりするでしょうか。何かあればちょっとお聞かせいただきたいと思うんですけども。

○伊藤委員 速過ぎるということはないです。結構ゆっくりめに説明していただいているので分かるんですけども、資料を見たり、要約を見たりすると、どっちを見ると、そのときにちょっとね。理解が、これ以上早くは難しいと思うので、今のところ要約筆記の方が追いついていっているようですので、大丈夫だと思います。

一人の方がこの間も要約に来ていらっしゃって、ちょっと慣れているような感じなので、お二人が新しい方だとういう会議は非常に難しいと感じます。でも、一人でも慣れた方がいらっしゃるとスムーズに資料を見たり、あと字にしてくださったりして会議に臨みやすいです。この状態でいいと思うので、速過ぎるとは感じないんで、これ以上ゆっくりだと会議が進まないと思うので、これで結構ですので、ありがとうございます。

○石渡会長 ありがとうございます。

要約筆記の方からも何かございましたら。大丈夫でしょうか。

じゃあ、すみません、伊藤さんもとても頼りにしていらっしゃると思いますので、またよろしく願いいたします。

それでは、全体を通して何かほかに御意見。

どうぞ、星川委員。

○星川委員 事務局にお願いしたいことがあります。資料についてですが、今日も一覧表になっているもので文字がすごく小さいのがありましたね。あれはできたらA3判に拡大して作成していただけないかなと。また、資料が多部数になるとときにはページを振っていただけると、助かります。今どこの説明をしているのだらうと思うことがあり、ページを振っていただけると何ページのどこですよとわかりやすいため。そんな工夫をしていただければありがたいです。

○柏崎課長補佐 事務局です。貴重な御意見、ありがとうございます。次回以降そのようにしたいと思います。

○石渡会長 それでは、大事な御意見をいただきましたので。

あと、その他ということで連絡事項とかはございますか。

○柏崎課長補佐 次回、先ほど申し上げたように3月27日木曜日の今度は10時から12時、場所はこの会議室となります。

本日の委員報酬の支払いは来月20日前後となります。

あと、資料の一番最後に二つ、A4がございますが、イベントの御案内です。

一つ目が、「平和を語る市民のつどい」というのを平和館で来年の1月26日に行うんですが、ぜひ御参加いただければと。今回の講師の林田光弘さんなんですが、裏面を御覧いただくと、先日のノーベル平和賞で被団協がノルウェーに行っているんですが、そのときの一人のお一人でもあったというようなことで、時の人といえますか、そういうようなこともございまして御興味がありましたらぜひ。

あと、この行事、中高生が16個のパネルを見てワークショップをしたりするんですけど、その中高生、お子さん、お孫さん、御親族、お知り合いの方のお知り合いとか、市内の中高生がいらっしゃるようであればぜひ御参加いただきたくて、いらっしゃるようであれば事前に柏崎までお声がけいただけると大変ありがたいです。よろしくお願いします。

○押田担当課長 もう一つ、カラー刷りのチラシを今配付させていただきました。木澤委員、申し訳ございません、本日、急にお配りさせていただいたので、後ほど事務局のほうから送らせていただきます。

2月2日に中原市民館にてジェンダー平等とアンコンシャスバイアスということをテーマに男女共同参画かわさきフォーラムを開催させていただきます。こちらなんですが、下のほうに緑のバーのところ、小さく主催というところが、川崎市とともにかわさき男女共同参画ネットワークという団体が主催になっております。この団体は説明が裏面に書いてありますけれども、男女共同参画ネットワークは平成17年に発足されておまして、この構成員、男女共同参画に関しては、人権、みんなそうなのですけども、行政だけが頑張っても駄目、市民だけが頑張っても駄目というところで、団体の方が44団体集まっていたいて、一緒に進めさせていただいているところでございます。

この構成員の中には、本日、委員さんにもなっていますけれども、例えば社会福祉協議会さんですとか、あるいは身体障害者協会さんですとか民生委員・児童委員協議会さんですとか、人権委員協議会さんですとかもメンバーになってくださっているようなかわさき男女共同参画ネットワークというところが主催になっております。中原市民館、非常に広いです。申込みが先週の金曜日に開始になっておりますので、まだ十分申込みしていただけたと思います。皆さん、2月2日日曜日の午後というところでほかの御予定がある方もいらっしゃるかと思いますけれども、もしよろしければぜひ御講演を聴いていただけたらうれしいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○石渡会長 ありがとうございます。興味深いことがいろいろ検討されているようですが、今の御連絡事項について何か確認したいこととかはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、すみません、終了時間を過ぎておりますが、今日も貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の協議会は以上で終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○柏崎課長補佐 石渡会長、榎副会長、協議会委員の皆様、長きにわたり、活発な議論をしていただき、ありがとうございました。以上を持ちまして、第2回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会を終了いたします。